

広島県 CALS/EC 連絡協議会 第 10 回電子納品分科会 (電気通信・機械設備部門) 議事録

日時：平成 20 年 3 月 4 日（火） 14:00 ~ 15:00

場所：広島県立総合体育館 小会議室（広島市中区基町 4 番 1 号）

1 平成 19 年度の電気通信・機械設備の電子納品の実施状況について

（事務局）

(1) 主旨

- ・ 広島県の電子納品は、平成 16 年度から土木建築部、平成 17 年度から農林水産部、平成 18 年度から総務部、平成 19 年度から電気通信・機械設備に関する取り組みを始めています。
- ・ 広島県では平成 15 年 3 月に策定した「広島県電子調達等推進計画」に基づき CALS/EC の推進を行っています。
- ・ 電気通信・機械設備は、平成 18 年 12 月 1 日、平成 19 年 3 月 8 日に分科会を開き広島県電子納品実施要領(電気通信・機械設備)を新規作成しました。その後施行から 1 年経過しましたので、平成 20 年度版を作成するにあたり、見直しを行いました。

(2) 広島県電子納品実施要領(電気通信・機械設備)における基本的な考え方

- ・ 基本的な考え方は昨年度と変わっていません。
- ・ 電子化範囲の明確化 国土交通省の基準類で電子化対象である事項について、県レベルでそぐわないものについて電子化を再検討します。
- ・ 県の実態反映 国土交通省と県との実務実体の差等により、国土交通基準に追加・補足して取り決めるべき事項がある場合には、明記しています。
- ・ 担当者の理解促進 関係する基準の量が多い上に、実務に携わる担当者は多岐に渡るため、電子納品に対する理解を促進するため、内容説明を追記しています。

(3) 広島県電子納品実施要領の基本的な構成

- ・ 基本的な構成は昨年度と変わっていません。
- ・ 広島県電子納品実施要領(電気通信・機械設備)は「電気通信・機械設備業務委託編」、「電気通信設備編」、「機械設備工事編」の 3 つがあります。
- ・ 広島県電子納品実施要領は、国の要領・基準・ガイドラインをベースに作成しています。

(4) 広島県電子納品実施要領の特徴及び平成 20 年度の改定について

- ・ 円滑なスタートを目的として、平成 20 年度は今年度と同じスタンスで電子納品対象の範囲を限定します。平成 21 年度以降順次可能な範囲で電子化対象を段階的に拡大します。
- ・ 設計業務の電子納品対象範囲は、全て必須とします。昨年度 SURVEY が一部必須ではありませんでしたが、土木が来年度から全て必須としましたので、電気・機械も必須にしました。
- ・ 工事の電子納品対象範囲も、土木と同じような考え方で電子納品対象範囲を決めました。ただし、押印を伴う書類につきましてはオリジナルファイルだけ添付することといたします。
- ・ CAD ファイル 国は SXF(P21)ですが広島県は SXF(SFC)を採用しています。
- ・ オリジナルファイル 広島県は Word, Excel を採用しています。
- ・ CAD ファイル命名規則 広島県は整理番号に設計変更回数の数値を記入します。
- ・ 有効画素数 100 万画素以上かつ、CD 枚数が増えないように協議して決定します。
- ・ 電子媒体納品書 広島県様式を使用します。
- ・ 管理ファイルの記載内容 一部広島県のルールを採用しています。
- ・ 納品物 業務委託は CD-R3 部、簡易製本版 1 部を納品、工事は CD-R3 部、押印書類の紙納品 1 部、ダイジェスト版写真帳 1 部納品します。
- ・ 平成 20 年度の改訂概要は、今年度国等の要領基準に改訂がなかったことから、今回の改訂では、書式・様式の統一化、理解促進を図るための記述修正・追加等の改定を行いました。

(5) 電子納品実施展開(電気通信・機械設備)

(下水道室)

- 平成 19 年度の電子納品対象案件は、電気通信設備工事 1 件、機械設備工事 1 件実施していますが、工期延伸をしたため平成 19 年度内での検証が出来ません。

2 平成 20 年度の電気通信・機械設備の電子納品の実施について

(下水道室)

- 平成 20 年度は、平成 19 年度と同じ対象案件数で実施し、検証は平成 19 年度分対象案件とあわせた 4 件を行います。

(事務局)

- 国土交通省が策定している CAD 製図に関する項目について、下水道事業への適用が困難であるため、受発注者協議によりその取り扱いを定めます。
- 設計業務の対象案件は、設計金額 300 万円以上とします。これは電気・機械の設計は、土木とあわせて発注する事が多いため、土木の取り扱いにあわせました。平成 21 年度以降は工事に先立ち完全実施します。

3 広島県電子納品実施要領の改訂について

(事務局)

平成 20 年度の広島県電子納品実施要領は、なるべく国の要領の書式に合わせて作成しました。

(1) 電気通信・機械設備業務委託編

- Word, Excel のオリジナルファイルの容量について追加しました。
- 電子納品対象範囲は、全て必須とします。
- CAD ファイルネームの変移を追加しました。
- 発注者が行う電子納品の確認について、参考資料 3 の納品時チェックシートと合わせ記載しました。今年度の春から広島県の電子納品チェックツールを無償公開しています。このことにより、受発注者で同じシステムを使用する事から、電子成果品作成のエラーが減ってくると思われます。

(2) 電気通信設備編

- 電子納品対象範囲は実務にあわせて策定しています。要領に掲載している対象範囲の表は一つの目安なので、受発注者間協議の上取り組んでいただきたいと思います。
- CAD ファイル命名規則は、広島県は整理番号をに設計変更回数の数値を記入します。
- 発注者が行う、ファイル名の変更、作業レイヤの追加、レイヤ名の変更等、発注図ファイルの作成を追加しました。
- CAD ファイルネームの変移を追加しました。
- 発注者が行う電子納品の確認について追加しました。

(3) 機械設備工事編

- Word, Excel のオリジナルファイルの容量について追加しました。
- 電子納品対象範囲は実務にあわせて策定しています。要領に掲載している対象範囲の表は一つの目安なので、請負・発注者間協議の上取り組んでいただきたいと思います。
- CAD ファイル命名規則は、広島県は整理番号をに設計変更回数の数値を記入します。
- 発注者が行う、ファイル名の変更、作業レイヤの追加、レイヤ名の変更等、発注図ファイルの作成を追加しました。
- CAD ファイルネームの変移を追加しました。
- CD-R ケースについて、標準の厚さで、CD-R の記録面に接するプラスチックの部分は黒色を使用します。

4 質問・回答

質問 1 発注用ファイル(発注図)の作成について、CAD 製図基準(案)によらない CAD データがある場合どのように取り扱いますか。

回答 1 CAD データが SXF(SFC)形式の場合、発注者が発注図を作成し請負業者に提供します。請負業者は、SXF(SFC)形式で提供された場合のみ、完成図を納品します。CAD 製図基準によらない CAD データは従来どおりの取り扱いになります。

質問 2 電子納品に関する研修は行うのですか。

回答 2 土木は平成 16 年度から研修を行っています。CAD の研修もより実務に沿った研修を行っていきます。

質問 3 業務委託の設計金額 300 万円以上はどのくらいの件数になりますか。

回答 3 来年度の件数は不明ですが、今年度 700 万円以上の業務委託の対象案件は 120 数件あり、そのうち電気・機械分野は 5~6 件程度あります。電気・機械の業務委託は土木の設計とあわせて発注を行っていますので、来年度設計金額 300 万円以上となった場合、同様な件数であると思われます。

質問 4 電気・機械・土木と合わせて業務委託を発注した場合、コンサルタントはそれぞれ分野ごと別の会社が請け負うのですか。

回答 4 一つの例ですが、コンサルタントには、電気分野、機械分野、土木分野に分かれていますそれぞれの担当部署が設計を行うことが多いです。

5 その他

今後の予定としましては、今回の分科会で、ご了承いただきました内容について平成 20 年 3 月 26 日(水)の CALS/EC 連絡協議会に諮ります。

以上